

情報機器レンタル規約

株式会社トレミール（以下「当社」という）は、大学教職員に対する情報機器レンタルサービス（以下「本サービス」という）の提供にあたり、以下の規約（以下「本規約」という）を定める。

第1条（目的・適用範囲）

1. 本規約は、当社が提供する情報機器（ノートパソコン等、以下「物件」という）のレンタルサービスに関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とする。
2. 本サービスの利用者は、大学に在籍する教職員（以下「利用者」という）に限る。
3. 利用者は、本サービスの利用をもって本規約に同意したものとみなす。

第2条（レンタル期間および料金体系）

1. レンタル期間は、利用者が申込時に選択した期間（以下「当初設定期間」という）とする。
2. 料金体系は月額制とし、利用者は以下のいずれかの支払方法を選択できる。
 - (1) 月額料金を毎月支払う方法
 - (2) 当初設定期間の総額を一括で支払う方法
 - (3) その他当社および利用者が協議の上設定した方法
3. 具体的な料金は別紙「料金表」による。
4. 料金の支払いは、大学生協による回収代行を通じて行う。

第3条（本人確認書類の提出及び審査）

1. 利用者は、当社が指定する期日までに当社が指定する形式の本人確認書類を提出するものとする。
2. 当社は、前項の本人確認書類を受領した後に審査を行い、当該審査に承認した場合に限りレンタルの提供を行う。
3. 当社による審査の基準は当社独自のものであり、当社は当該基準を開示しない。
4. 前項の期日までに本人確認書類の提出がない場合、申込は受理されずレンタルは行われぬ。
5. 本人確認書類の提出及び確認に関して取得した個人情報は、第19条（個人情報の保護）に定めるとおり取り扱う。

第4条（早期解約の取り扱い）

利用者が当初設定期間の満了前に解約する場合、当初設定期間の総額の残額を解約時点で一括して支払うものとする。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではない。

第5条（物件の引渡し）

1. 物件の引渡しは、当社の指定する日本国内の場所において、レンタル開始日に行う。
2. 利用者は、レンタル終了日に物件を当社の指定する場所に返還する。
3. 利用者は、物件受領後1日以内に検査を行い、品質・種類・数量その他の事項（以下「品質等」という）が契約内容に適合し、瑕疵のないことを確認する。正当な理由なく1日以内に検査を完了しないときは、受領後1日経過をもって検査完了とみなす。
4. 検査の結果、品質等に不適合があったときは、利用者は物件受領後1日以内に当社へ通知し、協議のうえ解決した後、再検査を完了する。

第 6 条（契約内容不適合等）

当社は、引渡し時または受領時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、商品性・使用目的への適合性については担保しない。

第 7 条（物件の返還）

1. 契約が終了した場合、利用者は物件を原状に復したうえで、直ちに自己の費用で当社指定の場所に返還する。
2. 物件に蓄積されたデータがある場合、利用者はこれを消去して返還するものとし、返還後にデータが残存した場合の漏洩等による損害について、当社は責任を負わない。
3. データ消去・設定解除がされていないため初期化・検査等ができず、製造元での修理扱いとなった場合、当該修理費用等は利用者に請求する。

第 8 条（レンタル期間の延長）

1. レンタル期間満了の 1 ヶ月前までに利用者から延長の申し出があった場合、当社は契約を延長するものとし、延長分の料金は協議により決定する。
2. 延長期間をさらに延長する場合も前項による。
3. 当社が延長前と同じ条件で物件を提供できない事由がある場合、当社は契約を終了し、又は条件を変更することができる。

第 9 条（機種変更）

レンタル期間中に機種を変更する場合、利用者は当該契約を第 4 条に定める早期解約の手続きをし、新たな機種について契約を締結するものとする。

第 10 条（保守対応時間）

当社は、物件の保守対応を営業日の 10:00～17:00 に実施する。ただし、土曜日、日曜日、祝日および当社休業日を除く。

第 11 条（不良発生時の対応手順）

1. 利用者は、物件に不良・故障等を発見した場合、速やかに当社所定の連絡先に連絡する。
2. 当社は、前項の連絡を受けた場合、前条の対応時間内において速やかに調査・対応を行う。
3. 利用者の故意又は過失による不良・故障については、修理費用等を利用者の負担とすることがある。

第 12 条（利用場所および保守の範囲）

物件の利用場所は日本国内を想定する。したがって、当社による保守・修理対応・補償は日本国内利用においてのみ行うものとし、利用者が国外で物件を利用する場合、当社は国外利用における保守・修理対応・補償、その他これに伴う一切の責任を負わないものとする。

第 13 条（禁止事項）

利用者は、以下の行為を行ってはならない。

1. 物件の譲渡、転貸、質入れその他の処分
2. 物件の改造、分解（当社が保守目的で行う場合を除く）
3. 法令又は公序良俗に反する行為
4. その他当社が不適当と判断する行為

第 14 条（履行遅滞等）

1. 利用者が以下のいずれかに該当する場合、当社は通知・催告なく契約を解除し、物件の返還を請求することができる。
 - (1) レンタル料等の支払いを一回でも遅滞したとき
 - (2) 本規約の条項に違反したとき
 - (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課滞納処分、破産・会社更生・民事再生等の手続開始の申立てがあったとき
 - (4) 手形又は小切手を不渡りにしたとき
 - (5) 営業の廃止、解散の決議、又は業務停止処分を受けたとき
 - (6) 利用者が当社と連絡が取れなくなったとき
2. 前項に基づく物件の引取りにあたり、当社はいつでも物件の所在場所に立ち入り、これを搬出・引き取ることができる。
3. 利用者の義務不履行に関する一切の費用は、利用者の負担とする。

第 15 条（物件の返還遅延の損害金）

1. 利用者が物件の返還を遅延したときは、期日の翌日から返還完了日までの遅延損害金を支払う。
2. 遅延損害金は月額レンタル料を単位として算定し、遅延期間を 1 か月単位で切り上げて請求する。日割り計算は行わない。

第 16 条（損害賠償）

1. 利用者が本規約に違反し、当社に損害を与えた場合、利用者はこれを賠償する。
2. 利用者の故意又は過失により物件を破損・紛失した場合、利用者は当社が定める金額を賠償する。

第 17 条（契約の変更）

当社は、必要と判断した場合、事前に利用者へ通知の上、本規約を変更することができる。

第 18 条（契約の終了）

1. 第 14 条に定める場合を除き、当初設定期間の満了により契約は終了する。ただし、当社および利用者が別途契約継続に合意した場合はこの限りではない。
2. 第 14 条に定める場合を除き、利用者が本規約に違反した場合、当社は契約を解除できる。

第 19 条（利用者の異動）

1. 利用者が在籍する大学を異動した場合、利用者は速やかに当社及び当該生協に異動を通知するものとする。
2. 異動先に当該大学生協（以下、新生協とする）が存在し、かつ新生協と甲の間で回収代行契約が締結できる場合、当該生協を通じてレンタル契約を継続することができる。継続に伴う精算及び手続の詳細（必要書類・手続期限等）については、利用者自身が異動先の大学生協に確認のうえこれに従うものとする。
3. 異動先に大学生協が存在しない、もしくは新生協で回収代行業務ができない場合、利用者は次のいずれかを選択するものとする。
 - (1) 第 4 条に定める早期解約の精算を行い、レンタル契約を終了する。
 - (2) 当社が指定する支払い方法（クレジットカード決済）により契約を継続する。なお、当社はクレジットカード決済による支払について、原則として当社名義の領収書を発行せず、クレジットカード会社又は決済代行会社が発行する利用明細（カード明細等）を領収書の代替として取り扱うものとする。

第 20 条（個人情報の保護）

1. 当社及び利用者は、契約の履行に関連して知り得た相手方の個人情報を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面による承諾なく、契約履行以外の目的で利用し、第三者に開示・漏洩してはならない。

2. 当社及び利用者は、個人情報第三者に提供する場合、相手方の事前の書面による承諾を得るものとし、当該第三者に本条と同等の義務を課す。
3. 当社及び利用者は、相手方の事前の承諾なく個人情報を加工、複製又は複写してはならない。
4. 当社及び利用者は、個人情報保護に関する法令等に従い、漏洩・紛失・改ざん等の防止のために必要な措置を講じる。
5. 当社及び利用者は、本条違反により個人情報が目的外利用又は漏洩したことが判明したときは、直ちに相手方に報告し、指示を受ける。
6. 当社及び利用者は、相手方の個人情報を廃棄するときは、復元不可能な方法（書類は裁断・焼却、電磁的記録はデータ消去・媒体破壊）により行う。
7. 当社は、利用者の個人識別符号、要配慮個人情報及びこれらを含む電子データは取り扱わない。

第 21 条（その他）

本規約に定めのない事項については、当社と利用者が協議の上、誠実に解決するものとする。

以 上

令和 8 年 8 月 1 日制定